

平成 25 年 3 月 19 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成 25 年 3 月 19 日(火) 午前 9 時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1 番	門 瀧雄	2 番	塩野 拓二
3 番	金井 浩三	4 番	村井 保夫
5 番	隅岡 美子	6 番	村岡 清邦
7 番	小川 保	8 番	古川 幸義
9 番	村井 勉	10 番	志村 忠昭
11 番	尾崎 忠義	12 番	渡邊美喜子
13 番	庄野 克宏	14 番	佐々木 勇

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第 121 条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	亀井 孝行
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	松下 義夫
町長公室長	高嶋 好弘
総務課長	石原 光弘
政策企画課長	岡部 登
税務課長	中川 隆弘
住民課長	神原 宏一
福祉保健課長	山下 俊和
環境課長	中野 弘之
建設課長	島田 和博
産業課長	岡 敦憲
消 防 長	高島 忠実
上下水道課長	矢野 孝雄
教育課長	矢野 修司

1、議会事務局職員

事務局副主幹	景山 恵子
書 記	宮本 和季

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（門 瀧雄）

おはようございます。

本日も定刻にご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番村井保夫君、12番渡邊美喜子君を指名致します。

日程第2、委員長報告を行います。

最初に、3月12日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長 村井勉君

総務教育常任委員会委員長（村井 勉）

おはようございます。

平成25年3月12日に開催致しました総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項

議案第1号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定について

議案第2号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定について

議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例（案）の制定について

議案第4号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定について

議案第5号 多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定について

議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定について

議案第7号 平成24年度多度津町一般会計補正予算（第5号）について

議案第8号 平成24年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）について

議案第9号 平成24年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第3号）に

について

議案第10号 平成24年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第3号）について

議案第11号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）について

議案第12号 平成25年度多度津町一般会計予算について

議案第13号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険予算について

議案第14号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算について

議案第15号 平成25年度多度津町特別会計公共下水道予算について

議案第16号 平成25年度多度津町特別会計介護保険予算について

議案第17号 平成25年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について

議案第18号 平成25年度多度津町水道事業会計予算について

審議結果として、議案第1号から議案第18号について委員、傍聴議員より、
一つ、子育て支援医療費助成の請求はどのようになるのか。

一つ、第7条による助成金返還となったとき、罰則等は考えていないのか。

一つ、子育て支援医療費助成制度は広報たどつ4月号で周知をされるようだが、十分な周知をしてもらいたい。

一つ、ボックスカルバートで暗きよの部分について構造が出ていないが、どのように考えているのか。

一つ、町で定める中央分離帯の細かい取り決めはあるのか。

一つ、鳥獣被害防止対策支援事業費は減額補正せずに、対策に充てたほうがいいのか。

一つ、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助はどういう条件か。

一つ、下水道の接続率はどのくらいか。

一つ、25年度の地籍調査地区はどこか。

一つ、町営住宅のコンクリート壁の崩落が見られるが、修理・補修の方向性はどうか。

一つ、幼稚園の老朽対策はどのように考えているのか。

一つ、高齢者労働力活用事業補助金はどこへ付くのか。また算出方法はどうか。

一つ、ごみの収集業務委託の進み具合はどうか。

一つ、昨年までは予防接種の医師手当があったが、今回、予算計上していないのはどうしてか。

一つ、子育て推進事業委託料はどのような事業に充てているのか。

- 一つ、電気料金値上げに伴う町への影響は年間どのくらいか。
- 一つ、多度津中学校建設に係る予算計上はどうなっているのか。
- 一つ、輸入小麦価格が上がるようだが、学校給食への影響はないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、

- 一つ、医療費助成の請求は原則 1 カ月ごとになるが、月々の請求をまとめてしてもかまわない。
- 一つ、現在は医療費助成金の罰則等については条例・規則に規定していない。
- 一つ、子育て支援医療費助成については、他の福祉医療制度の周知に合わせ、いろいろな機会をとらえ周知していきたい。
- 一つ、道路の構造の技術的基準等に関する条例の中では、大きな母体についての条例であるため、細かい部分については条例の中に規定していない。
- 一つ、分離帯を設けるのは 4 車線以上の道路が対象となるが、町内には浜街道以外になく、町として定めたものはない。
- 一つ、鳥獣被害防止対策支援事業費については、今年度末に町単独で箱罟を 5 つ購入する予定であり、減額部分は県と調整した結果である。
- 一つ、がけ地に近接している住居を移転しようとする人に対する補助で、上限はあるが住宅の除却費、金融機関の利子に対する補助である。
- 一つ、24 年度末で下水道の接続率は 82.04% である。
- 一つ、地籍調査は来年度葛原の一部に入る予定ある。
- 一つ、当初予算には老朽化した町営住宅の取り壊しの費用になっており、補修箇所については、今一度点検する中、大規模改修に至らない部分は逐次修繕をしていくことにしたい。
- 一つ、今月末に出てくる幼稚園の耐震診断結果を受け、今後の方針を決めて対応したい。
- 一つ、高齢者労働力活用事業補助金はシルバー人材センターに補助するものであり、シルバーの運営に対する補助とシルバーが行う国の補助により算出している。
- 一つ、ごみ収集委託業務は 26 年度から 2 車体制で行っていく予定で進めている。
- 一つ、予防接種の医師手当において、従来の集団接種から個別接種に切り替わっていったために、25 年度は医師に対する報償費がなくなった。
- 一つ、子育て推進事業委託料は、4 つの幼稚園における子育て推進に係る講演会を実施するためのものである。
- 一つ、電気料金は 10% 上がる想定なので年間約 700 万円から 800 万円の影響

が出ると考えている。

一つ、25 年度においては工事進捗率を 20%と推定し、建設工事関連委託料と工事費をそれぞれ 480 万、3 億 4,000 万計上している。

一つ、小麦価格の高騰による学校給食の値上げは考えていない。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第 1 号から議案第 18 号については、委員会として原案を可決した。

またその他として、執行部より他 2 件の報告がありました。以上です。

議長（門 瀧雄）

これをもって、委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第 3 議案第 1 号 多度津町子育て支援医療費の助成に関する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 1 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 4、議案第 2 号 多度津町新型インフルエンザ等対策本部条例（案）の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第5、議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第6 議案第4号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第7 議案第5号 多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第8 議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 6 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第9、議案第 7 号 平成 24 年度多度津町一般会計補正予算（第 5 号）についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 7 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 10、議案第 8 号 平成 24 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第11、議案第9号 平成24年度多度津町特別会計公共下水道補正予算(第3号)についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第12、議案第10号 平成24年度多度津町特別会計介護保険補正予算(第3号)についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第13、議案第11号 平成24年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算(第1号)についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第14、議案第12号 平成25年度多度津町一般会計予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎忠義議員。

議員（尾崎 忠義）

11 番尾崎忠義でございます。

私は、平成 25 年 3 月多度津町議会第 1 回定例会におきまして、議案第 12 号、平成 25 年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論を致します。

私は国も廃止している同和事業について、款 1、議会費における負担金補助及び交付金での香川人権研究所団体会費。款 3、民生費での人権同和施策事業費、款 10、教育費における 5. 社会教育費の人権同和教育事業費として、627 万 4,000 円の予算が計上されています。

今年は、国の同和対策に対する特別措置法（地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、イコール、地対財特法）が 2002 年（平成 14 年）3 月 31 日の期限切れとなり、国の同和特別対策が終結して、丸 10 年が経過しようとしています。この間、地方行政で人権という名のもとでの、同和対策に固執しているのは、前進する部落問題解決の状況が否定できないため、「差別意識は、なお根深く存在する」という一点での意識で終結できないでいる行政は、1 件でも差別があれば「同和行政は続けなければならない」「それで傷つく人がいるかもしれない」「人権侵害を行政として放置できない」と真面目に受けとめるのが行政の人権同和担当の職員であります。そこで、差別待遇の中で同和問題に関する侵犯の関係では、毎年わずか 1 %前後の確率での発生ですが、これは関係行政機関の啓発や援助で解消されていることが、法務局の統計資料でも明らかになっております。差別事件は発生しないに越したことはありませんが、人間社会の出来事でゼロというのは不可能です。「1 件でも差別があれば」という、この「かもしれない」論の発想の根底には「同和行政万能論」または、「行政無限責任論」という誤った考え方があるわけであります。この誤った考え方は過去「部落解放運動」での「部落民以外はすべて差別者」とする「朝田理論」の「部落排外主義」「部落第 1 主義」の名残であります。そして、また「部落解放同盟」は、部落問題解決のすべての責任は行政にあるとする「行政責任論」に固執しているわけであります。このようなことから、私は一刻も早く、同和施策事業の終結・解消を目指すべきであり、また、住民自治そのものを取り戻す課題であると考えます。町行政としても、今年 4 月 1 日から、子ども医療費無料化では、中学校卒業までの入院費無料化が実施されることになりましたが、さらに、私はこの財源で、子どもの医療費無料化対象年齢を宇多津町並みに、当面、小学 3 年生までの引き上げを実施すべきと考えます。このことは、子育て世代の保護者の医療費の負担を軽減し、子育て支援・

応援で若い人々が、わが多度津町に定着・定住するためにも、近隣市町並みに15歳中学校卒業まで、子どもの医療費窓口無料化への実現に、一般施策へ移行させて充実を図るべきであります。

したがって、私は議案第12号、平成25年度多度津町一般会計予算については、改善すべき点があるので反対を致します。

議長（門 瀧雄）

他にありませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（門 瀧雄）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに、決定致しました。

日程第15、議案第13号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第16、議案第14号 平成25年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 14 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 17、議案第 15 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 15 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 18、議案第 16 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 16 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 19、議案第 17 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 17 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 20、議案第 18 号 平成 25 年度多度津町水道事業会計予算についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 18 号についてを、採決致します。

本案は、委員長報告の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 21、議案第 19 号 中讃広域行政事務組合規約の一部変更についてを議題と致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 19 号についてを、採決致します。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（門 瀧雄）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定致しました。

日程第 22、閉会中の継続調査についてを議題と致します。

この件につきましては、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布致しております通り、閉会中の継続調査の申出がありますので、お諮り致します。各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付し

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(門 瀧雄)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は、各常任委員長、並びに議会運営委員長からの申出の通り、閉会中の継続調査に付することに決定致しました。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、全部終了致しました。

それでは、これにて平成25年第1回定例会は閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力ありがとうございました。

閉会 午前9時31分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 25 年 3 月 19 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局副主幹

書 記